



2017年5月25日

内閣総理大臣 安倍晋三様

東京YWCA代表理事 川戸れい子
運営委員長 石田英理香
事務局長 能美 祐子

「共謀罪」を新設する組織的犯罪処罰法改正案の強行採決に抗議します

2017年5月23日、テロ等組織犯罪準備罪（「共謀罪」）の新設を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案（「共謀罪」法案）が第193回通常国会の衆議院本会議で強行採決されました。東京YWCAは、与党が十分な審議も尽くさず、数をたのみに「共謀罪」法案の採決を強行したことに抗議し、また、国民を監視し自由を脅かす同法案の廃案を求めます。

犯罪の計画のみで処罰対象となる「共謀罪」を新設する法案は、過去3回も廃案に追い込まれてきました。テロ対策と名称を変え、処罰対象犯罪を限定し、一般人は適用外だと主張しても、その危険な本質に変わりはありません。捜査機関による恣意的な運用がなされれば、政府に反対する活動を行う市民団体が「組織的犯罪集団」と見なされ、政府の監視下に置かれて、市民の自由な活動が萎縮する可能性を危惧します。これは日本国憲法で保障されている内心の自由や表現の自由を侵害するものです。

安倍政権は誕生以来、特定秘密保護法、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認、安全保障法制等、「戦争の出来る国づくり」に向けて法制度を整えてきました。現代の治安維持法とも言われる「共謀罪」法案の成立はその流れを一層加速するものです。日本が戦時体制を強める中、治安維持法の当初の目的が拡大解釈され、反戦運動や労働組合の弾圧に用いられた事実を忘れてはなりません。

キリスト教に基盤を持つ国際NGOである東京YWCAは、アジア太平洋戦争中、政府の思想統制下で活動を制限された過去を持ちます。戦後は一貫して、戦争の過ちを二度と繰り返さないために平和憲法を守り、一人ひとりの人権が守られる世界の実現に向けて取り組んできました。東京YWCAは、日本を戦前に引き戻す「共謀罪」法案の強行採決に抗議するとともに、廃案を強く求めます。

〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 公益財団法人 東京YWCA
TEL:03-3293-5437 FAX:03-3293-5570